

豊明市監査公表第3号

地方自治法第199条第1項、第3項、第4項及び第7項の規定に基づく定例監査等及び同条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和元年9月27日

豊明市監査委員

古 橋 洋 一

近 藤 裕 英

1 監査の対象

健康福祉部 子育て支援課

健康福祉部 保険医療課

2 監査の期間

平成31年4月19日から令和元年5月20日まで

3 監査の範囲

平成30年4月1日から平成31年3月31日までに執行した事務事業

4 監査の項目

(1) 収入事務

(2) 支出事務

(3) 契約事務

(4) 財産管理事務

(5) 一般事務

5 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、次の留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

(1) 妊産婦・乳児健康診査、妊産婦歯科健康診査印刷製本費の契約事務において、一部、不適切なものが見受けられたので留意されたい。(子育て支援課)

6 監査の対象

行政経営部 企画政策課

行政経営部 情報システム課

7 監査の期間

平成31年4月26日から令和元年5月27日まで

8 監査の範囲

平成30年4月1日から平成31年3月31日までに執行した事務事業

9 監査の項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般事務

10 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

11 監査の対象

健康福祉部 社会福祉課
健康福祉部 健康長寿課

12 監査の期間

平成31年5月22日から平成31年6月12日まで

13 監査の範囲

平成30年4月1日から平成31年4月30日までに執行した事務事業

14 監査の項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般事務

15 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、次の留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) 生活保護費滞納繰越分の収入事務において、調定及び収納に一部不適切なものが見受けられた。
(健康長寿課)

(2) 高齢者外出支援事業利用券の支出において、一部不備な点が見受けられた。
(健康長寿課)

1.6 監査の対象

豊明市子ども会連絡協議会及び当該団体等を管轄する子育て支援課

1.7 監査の期間

平成31年4月19日から令和元年5月20日

1.8 監査の方法

平成30年度豊明市社会福祉団体活動費補助金に係る出納その他事務の執行について、提出された監査資料に基づき、関係人から説明を聴取するとともに関係帳簿の監査を実施した。

1.9 監査の結果

今回監査した豊明市子ども会連絡協議会及び当該団体等を管轄する子育て支援課の平成30年度豊明市社会福祉団体活動費補助金の出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。